

元の生活を返せ訴訟 第13回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第13回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第13回口頭弁論：9月16日（水）14：00から

同時開催：第13回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年9月16日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

第2 第13回口頭弁論の概要

1 原告の主張

「原告準備書面（27）」

今回東電が提出した準備書面（12）に対して、急遽反論のポイントをまとめた書面です。

吉田調書を引用して、吉田所長が技術者としての認識に基づき、平成3年の福島第一原発の溢水事故の経験から、①非常用電源設備等の被水による機能喪失はシビアアクシデントに至り得るきわめて危険なトラブルであること、②被水の原因は、内部溢水であろうと、津波などの外部溢水であろうと同一の問題であること、③事故後に東電のとした措置は溢水対策としては不十分なものであることを認識していたと説明しています。

また、あらためて、2008（平成20）年当時東電の社内会議で配布された、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料の提出を求めました。

2 国の主張

国は今回、シビアアクシデント対策について、それを求める法的根拠はない、それを求めなかったことが著しく不合理とはならないなどと主張する第11準備書面を提出しました。

3 東電の主張

東電は今回、原告準備書面（25）に対する反論として準備書面（12）を提出しました。その内容は、吉田調書を曲解して素直に解釈せず、かつ上記で示した「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料の存在は否定せずに、その提出を拒否したものです。

4 第13回口頭弁論の進行

原告側からは、原告本人が1人意見陳述を行います。また原告代理人1人が原告準備書面（27）に関する意見陳述を行います。

5 第14回法廷

2015年11月18日（水）14時～

以 上